

由利本荘市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4の規定に基づき、由利本荘市の教育行政推進のため、由利本荘市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる協議及び事務の調整を行う。

- (1) 由利本荘市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成)

第3条 会議は、市長、教育委員会をもって構成する。

(会議の招集)

第4条 会議は、市長が招集する。

2 会議の招集は、総務部総務課において処理する。

3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときはこの限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表する。

(調整結果の尊重)

第8条 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整結果を尊重しなければならない。

(委任事務)

第9条 市長は、由利本荘市長の権限に属する事務委任および補助執行に関する規則（平成17年由利本荘市規則第7号）第2条の規定により、教育委員会教育長に総合教育会議に係る事務を委任する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。